

シルバーサービス振興指導室の設置について

昭和60年11月1日

厚生省社会局老人福祉課

1 趣 旨

年金制度の充実等により、高齢者も購買力のある自立した消費者となってきたことを反映し、最近、住宅、金融、レジャー等多方面で「シルバービジネス」ともいうべき高齢者を対象とするビジネスが起こりはじめている。その一環として、従来は公的に提供すべきであると考えられてきた福祉サービスの分野にも民間企業の参入が始まっている。すなわち、有料老人ホームのほか、ショートステイ、ホームヘルプサービス、入浴等の介護サービスを有料で行う活動がとみに増加している。

拡大、多様化する高齢者の福祉サービスに対するニーズに対しては、民間の効率的なサービスを提供することも有効であり、健全な事業を育成することが必要である。また、高齢者に劣悪なサービスを押しつけたり、貴重な財産に損失を与えたりすることのないよう、消費者である高齢者を保護するための措置を講ずることも必要である。

このため、民間企業、団体等による高齢者を対象とした福祉サービス（シルバーサービス）について、振興、指導するための行政的受け皿を設ける。

2 シルバーサービス振興指導室の設置

社会局に、シルバーサービス振興指導室を設ける。

庶務は社会局老人福祉課が行う。

設置期間 11月1日

3 対象とする事業

シルバービジネス（別紙1参照）のうち、当面、高齢者を対象とした福祉サービスに関する事業を対象とする。

有料老人ホーム

ホームヘルプサービス

入浴等のサービス

福祉機器

保険における現物給付としての介護サービス

高齢者コミュニティ

4 具体的業務

(1) 実態の調査、研究

(2) 事業の基準の作成

(3) 事業者の指導

(4) 事業の届出制あるいは登録制度の検討

(5) 融資制度、税制等の助成措置

(6) 利用者及び事業者向けの情報提供

5 その他

都道府県，指定都市にも連絡窓口を設けるよう要請する。

別紙 1

シルバービジネスの概要
(具体的事例)

(1) 有料老人ホーム等住居関連ビジネス
有料老人ホーム，ねたきり老人（痴呆性老人）専用有料老人ホーム，ショートステイ型有料老人ホーム，分譲型老人向けケア付きマンション，老人アパート，ケアホテル，老人タウン（リタイアメントコミュニティ），住宅安全システム，高齢者向け配慮住宅等の開発及び事業経営

(2) 介護サービス関連ビジネス
ホームヘルプサービス，入浴サービス，給食サービス，ハウスクリーニング，ふとんの丸洗い乾燥等のサービスの提供

(3) 福祉機器関連ビジネス
床ずれマット，ギャジベッド，入浴装置，採尿器，紙おむつ，衣料，シルバーホン，介護用品，車いす，水平移動装置，ペンダント式独居老人緊急通報システム等の福祉機器の開発及び普及（販売，レンタル，リース等）

(4) 金融関連ビジネス
老後資金（土地担保付年金型融資，土地信託，総合資産管理等），

保 険（養老保険，痴呆性老人介護保険，ねたきり介護保険等），
個人年金，遺言信託，有料老人ホーム入居金保証制度
等の金融商品の販売及び保険における現物給付としての介護サービスの提供等

(5) 医療関連ビジネス
保険医療（医薬品，器具，サービス），家庭用医療・治療機器等

(6) レジャー関連ビジネス
ゲートボール，トレーニング機器，高齢者向けツアー，高齢者向け教養講座，高齢者向け結婚相談所，高齢者向け情報誌等

(7) その他日常生活関連ビジネス
高齢者向け生活機器（老眼鏡，入れ歯等），健康食品，健康機器等

(注) シルバーサービス振興指導室が当面，対象とする事業は，上記の(1)～(4)を中心とする。